

令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施当日における携行品等について

○ 検査場内への携行品（持込みができる物品）について

入学者選抜における学力検査、自己表現等の検査及び昼休憩時について、検査場内への携行品（持込みができる物品）は、次のとおりです。

検査等	検査場内への携行品（持込みができる物品）	参照
学力検査	受検票、①から⑥の物品	実施要項 別紙1
昼休憩	弁当（昼食）、参考書等	下記 ※
自己表現カードの記入	受検票、①から⑥の物品	実施要項 別紙3
自己表現	受検票、自己表現カードの写し、自己表現で使用する物品がある場合はその物品、その他の荷物	実施要項 別紙3
学校独自検査（作文）等	受検票、①から⑥の物品	実施要項（学校版）

（注） 表のほかに、各高等学校で独自の携行品が設けられている場合があります。

このことについて、入学者選抜実施要項及び各高等学校の入学者選抜実施要項（学校版）に記載していますので、必ず事前に確認してください。

なお、学力検査や学校独自検査（作文）等の検査開始後に、検査場内に持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなします。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなります。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となりますので、注意してください。

《参考》

- ・「学力検査受検上の留意事項（検査場内への携行品の取扱い等）について」（入学者選抜実施要項 別紙1（P97））
- ・「自己表現受検上の留意事項について」（入学者選抜実施要項 別紙3（P102））
- ・「学力検査時の検査場内への携行品について」

※ 一次選抜の第1日の昼休憩時について

一次選抜の第1日では、学力検査及び自己表現カードの記入を一日を通して行うため、昼休憩の時間を設けています（帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同様です。）。

については、各自で弁当（昼食）を持参してください。

また、昼休憩時には、参考書等を持ち込んで自席で自習をすることができますので、必要に応じて持参してください。

なお、弁当（昼食）について、万が一忘れた場合は、朝の集合時に高等学校に申し出てください。この場合、出身中学校等を経由して、保護者等に弁当（昼食）を届けてもらうなどの対応を行う場合があります。受検者本人が検査会場外（学校外）に出ることはできませんので、注意してください。

○ 自己表現及び学校独自検査（面接）等の実施日及び集合時刻について

入学者選抜における自己表現及び学校独自検査（面接）等の実施日及び集合時刻については、各高等学校がそれぞれ定めることとしています。

このことについて、各高等学校の入学者選抜実施要項（学校版）に記載するとともに、具体的な集合時刻について、令和6年2月26日（月）14時までに各高等学校の学校ホームページに掲載することとしていますので、必ず事前に確認してください。

学力検査受検上の留意事項（検査場内への携行品の取扱い等）について

学力検査（一般学力検査及び自校作成問題による学力検査。以下同じ。）時の検査場内への携行品の取扱い等については、次のとおりです。

1 検査場内への携行品（持込みができる物品）の取扱い

(1) 受検票

受検票は、机上の前方に置き、監督者が見やすいようにしてください。

(2) 受検票のほかに持込みができる物品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 鉛筆、シャープペンシル② 鉛筆削り③ 消しゴム④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|--|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできません。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできません。

(3) 物品の貸借の禁止

受検中は、他の受検者から物品を貸借することは認められません。

2 不正行為への対応

各教科の検査開始後に、検査場内に1に示す持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなします。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなります。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となります。

3 特別措置について

入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を提出することで、検査場内に1に示す持込みができる物品以外の物品の持込みが認められる場合があります。

自己表現受検上の留意事項について

1 実施可能な表現方法、時間等

(1) 実施可能な表現方法

自己表現で実施可能な表現方法は、受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できるものです。ただし、検査場内で実施できないもの、他の受検者に影響があるもの、安全面で問題があるもの等は、実施することはできません。

なお、必要に応じて、2(2)で定める物品を使用することができます。

(2) 時間等

- 一人当たりの自己表現にかかる総時間は、10分以内（自己表現5分以内、質問・回答3分以内、入退室2分以内）です。

なお、準備する時間は、自己表現5分以内を含みます。

- 音声や動画を提示する場合は、音声や動画は30秒以内としてください。

2 自己表現当日の携行品（受検票及び使用可能な物品）等の取扱い

(1) 受検票

受検票は、検査場への入室時に手に持ち、検査官に見せてください。

(2) 使用可能な物品等

- 自己表現では、必要に応じて物品を使用することができます。
- 使用可能な物品は、受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるものです。ただし、安全面で問題があるもの、管理上問題があるものは、持ち込んだり、使用したりすることはできません。
- 物品の持ち運びの際に、台車等を使用することはできません。また、検査会場の備品等（黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む。）を使用することはできません。
- タブレット等を使用することができます。ただし、検査会場では、通信機能（インターネットへの接続を含む。）及び録音・録画機能を使用することはできません。

(3) 物品の管理等

- 控室では、各自の荷物（自己表現で使用する物品以外の各自の荷物を含む。以下同じ。）は受検者本人が管理してください。
- 検査場における各自の荷物の取扱いについては、各高等学校の指示に従ってください。

(4) 物品の貸借の禁止

控室等で、他の受検者から物品を貸借することは認められません。

3 自己表現当日の実施できない表現方法等への対応

次の場合には、検査官等から表現方法の改善等について指示がありますので、従ってください。

なお、検査官等の指示に従い対応した場合には、その後の検査の受検や自己表現の評価に影響はありません。

- 1(1)に示す実施することができない表現方法を実施した又は実施しようとした場合
- 1(2)に示す時間等を超過した場合
- 2(2)に示す使用可能な物品以外の物品を持ち込んだり、使用したりしようとした場合 など

4 特別措置について

入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を提出することで、実施可能な表現方法、時間及び使用可能な物品等に対する配慮が認められる場合があります。

5 その他

- 自己表現カードの記入時の検査場内への携行品は、学力検査時の検査場内への携行品（別紙1の1を参照）と同じです。資料の持込みはできません。

- 自己表現の実施の詳細については、資料「自己表現について Q&A」等を参考にしてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/jikohyougen-mokuji.html>

がくりよくけんさじ けんさじょうない けいこうひん

学力検査時の検査場内への携行品について

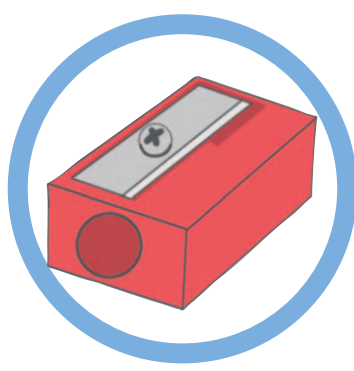
じゅけんひょう
受検票

様式第1号
受検票
受検番号
氏名 広島 花子 平成 年 月 日生
出身中学校等 △△△立〇〇中学校
志願先高等学校 ▲▲▲立●●●高等学校
(注意)破綻で切り取り、検査当日に携行して机の上に置くこと。

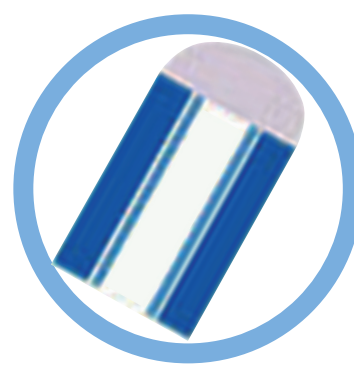
えんぴつ
① 鉛筆、シャープペンシル



えんぴつけず
② 鉛筆削り



け
③ 消しゴム



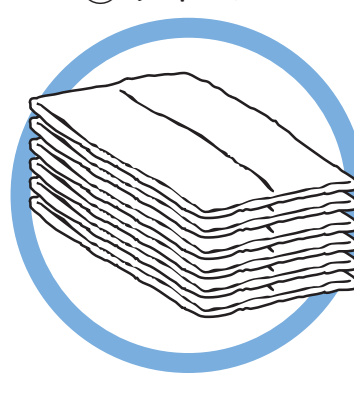
じょうぎ
④ 定規



とけい
⑤ 時計



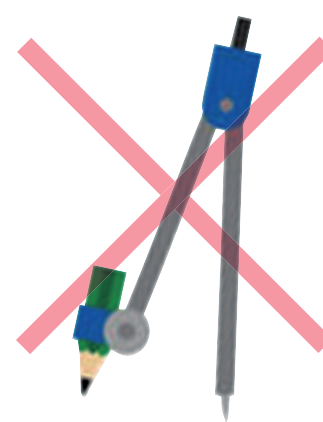
⑥ ティッシュ



けいたいでんわ
携帯電話



コンパス



もちこ じゅけんひょう ぶつひん

持込みができるものは受検票と①から⑥の物品のみです。